

第8章 現状変更等の取扱い

第1節 現状変更等の取扱い方針

旧沼津御用邸苑地においては、名勝としての風致景観の保全及び遺構の保存を前提とし、原則として、名勝の保存管理及び整備活用並びに防災上必要な現状変更以外は許可しない。

また許可の条件として、当該指定地内で行われる必然性があること、その内容や規模が必要最小限のものであり、名勝の風致景観の保全に配慮するなど、名勝の価値への影響を軽減する措置が取られていることを付すこともある。

なお、名勝指定地における現状変更等の取扱いについては、適宜学識経験者の指導・助言を受けるとし、沼津市緑地公園課及び沼津市教育委員会が静岡県、文化庁と協議を行うものとする。

第2節 想定される現状変更等に係る行為

沼津御用邸記念公園区域における現状変更は、公園の管理業務として生じるものが主である。昭和44年以降公園区域の管理・運営実績から、以下のような現状変更が考えられる。

第1項 木竹の伐採及び植栽

①本質的価値を構成する要素

【要素の例】クロマツ

【許可条件】

- ・枯損木を除き、原則として伐採は許可しない。ただし松林の保存管理計画、伐採が必要なものについてはこの限りではない。
- ・松に関する植栽（添木や補強手法含む）については管理計画に基づき行うこととする。
- ・管理計画に定めのないものは、有識者等の意見を基に行う。

②本質的価値を構成する要素以外の要素

【例】クロマツ以外の樹木

【許可条件】

- ・梅園や花壇などは、原則として現状を維持するものとする。ただし枯損木の撤去などは除く。
- ・旧沼津御用邸苑地の活用に関わるものを除き、新たな花壇等の設置は認めない。

第2項 建造物の増築、改築、除却

①本質的価値を構成する要素

【要素の例】東西附属邸、本邸正門（金属扉）など

【許可条件】

- ・修理に際しては、有識者の指導のもと行うこととする。
- ・原則として、仕様等は現況を踏襲するものとするが、安全対策上必要な措置及び、入手困難な部材等の更新に際しては、この限りではない。

- ・学術調査等で新たな知見が得られた場合は、沼津市教育委員会等と協議し、修理方針や方法を決定する。

②本質的価値を構成する要素以外の要素

【例】 便所、作業小屋、歴史民俗資料館など

【許可条件】

- ・原則として新たな建物の設置は行わないこととする。
- ・建て替え等を行う場合は、既存建物の規模を超えないものとし、仕様等も現況を踏襲する。
- ・ただし周辺景観と調和しないものは、建て替え時に調和するよう改める。
- ・安全対策及び文化財の活用上不可欠な施設の新築・増築は、周辺景観と調和する内容かつ最小限の規模にとどめることとする。

第3項 構造物（工作物）の設置、改修、除却

①本質的価値を構成する要素

【要素の例】 壁、湯殿跡、園路など

【許可条件】

- ・第2項①に同じ。

②本質的価値を構成する要素以外の要素

【例】 案内看板、フェンス、連絡橋、駐車場、藤棚、イベントの仮設工作物など

【許可条件】

- ・景観を阻害するもの、周辺と調和しないものは、更新の際に除却し、自然素材を用いたものあるいは、茶系色など周辺景観と調和したものとする。
- ・行事、催事など観光事業に伴う仮設物の設置などは、当該指定地内で行われる必然性があること、その内容や規模が必要最小限のものであり、名勝の風致景観の保全に配慮するなど、名勝の価値への影響を軽減する措置が取られていることとする。

第4項 その他

①管理・活用・整備のための設備の設置及び改修

【例】 下水道管敷設工事、各種ケーブル引き込み工事など

【許可条件】

- ・設置及び改修に際しては、景観を阻害するもの及び周辺と調和しないものは、更新の際に自然素材を用いたものあるいは、茶系色など周辺景観と調和したものとする。
- ・地下埋設の際には、地下遺構等への影響がないこと確認する。

②安全対策・防犯のための設備の設置及び改修

【要素の例】 耐震性防火水槽設置工事、防犯カメラ設置工事、消防設備など

【許可条件】

- ・安全を優先し、赤系色など注目色も容認するが、必要最小限にとどめるものとする。

③土地の掘削、盛土、切土等その他の土地の形質の変更

【要素の例】本邸発掘調査など

【許可条件】

- ・本邸部分の利活用については、事前に発掘調査を行い、地下遺構へ影響がないことを確認する。
- ・学術研究、防災、その他の来訪者の安全確保上不可欠なものについては、必要最小限の規模とし、周辺景観と調和したものとする。

第3節 現状変更の申請を要しない行為

文化財保護法第125条第1項但し書に「維持の処置または非常災害のために必要な応急処置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である場合（文化財保護法第125条）」は届け出を要しないとされている。

これに加え、名勝指定地内の清掃、除草、樹木の定期的剪定等の維持管理行為は、名勝の価値を維持していくために必要な行為であることから、これらは「日常の維持管理行為」として、届け出を要しない行為とする。

現状における「日常の維持管理行為」については、第4章第2節第4項（P.50）に記述された項目を想定する。